

- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要。下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく
- ▶河川管理者として取り組むべき避難行動支援策を整理した「**風水害に備えた避難行動支援の実施計画（R8年3月）**」を**着実かつ継続的に推進**していく。
⇒**次期「5年間で実施する具体的な取組」に本計画の目標（KPI）を組み込み、取組みを推進**

◆令和8年度の大阪府の主な取組み◆

流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

①河川整備計画に基づくハード対策の推進

当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進

・河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す

・気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

気候変動による将来的な降雨量増大への備え

②特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）

寝屋川流域以外に新たに指定を検討

・芥川の特定都市河川指定を参考に、その他河川においても指定拡大を目指す

③リスク周知

知る（認識）

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の取組み

日常から府民がハザードマップを確認し、自分の地域の危険性を知ってもらうよう、リスク周知を継続

・水害ハザードマップの周知方法の工夫
・災害リスクの現地表示の増加

④適切な防災情報の提供

捉える（自分事化）

洪水時等においても、わかりやすい河川防災情報の提供に努め、府民向け公開サイトの利用促進を目指す

・水位周知河川の指定拡大
・水位計等の増設
・情報発信方法の工夫
・観測機器等の改良

⑤避難の実効性の向上

備える（行動）

実際の避難に備え、日頃からの訓練により習慣化させるなど、当たり前の行動にすることを旨とする

・避難訓練実施の支援
・コミュニティタイムライン作成の促進
・府民へ避難訓練を働きかけ

⑥意識啓発

府民の「自分事化」に向けた意識啓発を継続し、日頃から避難のタイミングを決めておくなど「自助」の意識を強化

・府や市町村の教育機関との連携
・日常生活における防災意識の向上
・理解しやすい教材などの工夫

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(1/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	
① 知る（認識）	1. リスク周知	【実施主体：市町村】 ・水害ハザードマップの周知方法の工夫 ・災害リスクの現地表示の増加	【項目】 ・これまでの全戸配布に加え、ハザードマップの見方や具体的なリスク等について説明することを重点化 ・府も河川管理者として、都市浸水等のメカニズムを説明するなど支援 ・まるごとまちごとハザードマップの継続取組 【KPI】 ・内容等の説明回数 3回程度/年・各市町村（イベント等の説明機会を含む） ・現地表示実施の市町村数 43(11)市町村	重点実施					中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。	
		継続実施								
② 捉える（自分事化）	2. 適切な防災情報の提供	【実施主体：府】 ・水位周知河川の指定拡大 ⇒更に確実かつ適切に水位情報を発信するため、指定を拡大	【項目】 ・R8年度～R9年度に指定候補河川を整理し協議を実施 【KPI】 ・水位周知河川指定の河川数 40(26) 河川 ※洪水予報・水位周知として39河川を指定済	整理	協議	運用				
		指定手続き								
		【実施主体：府、市町村】 ・情報発信方法の工夫	【項目】 ・行動を促す情報発信の検討 【KPI】 ・公開サイト閲覧数(出水時)130万(93万)回 ※R5年台風2号来襲時実績値	適宜実施						
		【実施主体：府】 ・水位計等の増設 ⇒はん濫情報の発信など更なる情報の充実（水位計、量水標、河川カメラの増設） ・観測機器等の改良 ⇒新技術・DXを活用した、はん濫・決壊情報等の発信	【項目】 ・R12年度までに新設の水位計50箇所を運用（量水標含む） ・R12年度までに新技術（AIカメラ等）を導入 【KPI】 ・水位計設置の河川数 135(94) 河川 ・量水標設置の河川数 135(94) 河川 ・河川カメラ設置の河川数 135(74) 河川	基本設計	詳細設計	設置・システム工事				

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

「風水害に備えた避難行動支援の実施計画」の進め方(2/2)

施策		今後の主な取組	KPI	R8	R9	R10	R11	R12	R13～17	
③ 備える（行動）	3. 避難の実効性の向上	【実施主体：施設管理者、市町村】 ・避難訓練の実施率の向上	【項目】 ・避難訓練実施率の向上に向けた講習会等の支援を重点化 ・府は、施設管理者や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・避難訓練の実施率 100(20)% ※府域全体で	継続実施					中間年で振り返り・見直し ※必要に応じ、取組成果の府民アンケート調査を実施するなど適宜見直しを行います。	
		【実施主体：市町村】 ・コミュニティタイムライン作成の促進	【項目】 ・コミュニティタイムライン作成促進に向けた講習会等の支援を継続 ・府は、府民や市町村に対して支援を継続 【KPI】 ・コミュニティタイムライン作成済みの市町村数 43(28) 市町村	継続実施						
		【実施主体：府、市町村】 ・府民へ避難訓練を働きかけ ⇒大阪880万人訓練、各市町村の訓練など	【項目】 ・継続取組（避難訓練等への参加呼びかけ） 【KPI】 ・働きかけ実施の市町村数 43(未集計)市町村	継続実施						
防災教育など	4. 意識啓発	【実施主体：府、市町村】 ・府や市町村の教育機関との連携 ・理解しやすい教材などの工夫	【項目】 ・小中学校等における防災教育（出前講座、水辺の楽校など）の強化 ・出前講座などの防災教育を強化 ・都市浸水等のメカニズムが理解できる教材を作成 ・災害の解像度の向上（被害想定具体化） 【KPI】 ・防災教育実施の市町村数 43(未集計) 市町村 ※理解しやすい教材活用	ヒアリング・素材作成	運用・位置付け			シナリオ作成・住民周知		
		【実施主体：府】 ・日常生活における防災意識の向上	【項目】 ・駅構内デジタルサイネージ等による防災啓発 【KPI】 ・防災啓発での連携事業者数 7 (-) 者	協議	継続実施					

※計画期間は10年間(R17)で、KPIの表記は短期R12までの目標値、また()内はR8.1末時点の実績

流域治水の推進（推進体制（継続））

▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括

▶引き続き**管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い**、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

大阪府

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川室河川整備課参事

河川砂防グループ

「河川法」

に基づく河川整備

「砂防法」等

に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、
「防」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め
方に基づく「防」施策を推進

地域支援・防災グループ

「水防法」

に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

<防災対策>

- ▶風水害
- ▶地震

<まちづくり・地域支援>

- ▶都市計画事業認可
- ▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”

に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援

- ・地区計画制度において定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
- ・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」など

- ▶立地適正化計画における防災指針策定
- ▶水害に強いまちづくりの推進
- ▶ダム事前放流の調整
- ▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
- ▶特定都市河川、特定都市河川流域指定

※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

計画グループ

流域治水

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”

に基づく治水対策の方向性整理

R3.5に公布された流域治水関連法と国の示す流域治水推進行動計画に基づき、大阪府がR4.3に策定した流域治水プロジェクトを充実させるとともに、特定都市河川の指定流域等を選定

意見交換を踏まえ、指定を検討

市町村

▶リスク周知等

想定最大規模降雨による洪水
ハザードマップ等の作成・周知 ほか

▶土地利用誘導

立地適正化計画における
防災指針の策定 ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画 計画策定や避難訓練実施の支援

ほか

▶特定都市河川の指定

モデル流域や指定候補の検討・抽出
ほか

水防災連絡協議会 流域治水プロジェクト推進の年間スケジュール

